

部内用

地域警察官のための

簡易書式例対象事件 処理の手引き

第4版

千葉県地域警察研究会 編



立花書房

地域警察官のための
簡易書式例対象事件処理の手引き

第4版

千葉県地域警察研究会 編

※この書籍は部内用です。
お取扱いには御注意ください。



立花書房

第4版に当たって

司法警察職員捜査書類簡易書式例は、犯行が単純かつ証拠の明らかな特定の事件に限り、捜査書類の簡素化を図り、警察官の捜査能率の向上に資することを目的として、昭和38年9月から運用が開始され、60年が経過した。

これまで、捜査書類のA判化、万引き事件専用の様式の追加、各対象事件の拡充等、治安情勢や警察を取り巻く環境に応じて変化してきたところであるが、今後も国を挙げての情報管理システムの合理化・高度化を目的に、行政手続、刑事手続等のデジタル化が強力で推し進められ、司法警察職員捜査書類簡易書式例の運用もまた大きく変貌していくことであろう。

されど、本運用の実効性を担保するためには、その都度、迅速な変化への対応が求められるところであり、これによって、地域警察官は警戒の空白を生じさせないように努めるべきである。そして、職務に邁進するその姿が地域住民の安全・安心感の醸成に大きく寄与していることに深く思いを致すとともに、地域警察官一人ひとりが地域住民に対して重大な所管区責任を負っていることを自覚しなければならない。その結果、より積極的に地域警察活動を推進することが期待でき、ひいては、地域住民の信頼の確保に繋がるものと考ええる。

本書が、若手警察官の早期戦力化を含め、多くの地域警察官の能力向上の肥やしとなれば幸いである。

令和6年2月

千葉県警察本部地域部参事官兼地域課長
矢崎 一雄

地域警察官のための
簡易書式例対象事件処理の手引き〔第4版〕／目次

第4版に当たって

〈総論〉

簡易書式例対象事件処理・書類作成要領と留意事項

第1 簡易書式例対象事件の趣旨

1 趣 旨	3
2 書式例の改正経過	3
(1) 簡易書式例の制定	3
(2) 書式例の全部改正	4
(3) 書式例の一部改正（万引き専用書式）	4
(4) 書式例の一部変更（乗り物盗専用被害届）	4
(5) 書式例の全部改正	4
3 根 拠	5
(1) 検察庁指示	5
(2) 警察庁通達	5

第2 簡易書式例対象事件の範囲

1 根 拠	6
千葉県警察例規	6
2 簡易書式例の対象事件	6
(1) 一般的要件	6
(2) 対象事件	7
3 除外事件	11

第3 地域警察官の処理する簡易書式例対象事件

1 根 拠	12
(1) 警察庁通達	12
(2) 千葉県警察例規	12
2 処理の範囲	12
3 地域警察官の処理する事件	12
4 簡易書式例対象事件の措置要領	15

第4 事件処理に際しての留意事項

1 捜査の効率化に配慮	18
2 基本書式例の様式を使用する場合	18
3 捜査途中から簡易書式例対象事件ではないことが判明した場合	18
4 捜査途中から簡易書式例対象事件と判明した場合	19
5 交番での取調べについての配慮	19
6 捜査が他署管内に及ぶ事件の処理	20
7 簡易書式例対象事件の証拠品の扱い	20
8 事件の引継ぎの時期	20

第5 捜査書類作成上の一般的な留意事項

1 作成年月日の記載	21
2 作成者の署名押印	21
3 作成者の所属官公署	21
4 契印の位置	21
5 余白又は空欄の斜線と押印	21
6 文字の改変と加除	22
(1) 文字を加える場合	22
(2) 文字を削る場合	23
(3) 削られる文字が複数行にわたる場合	23
(4) 文字の記載の誤りを正す場合	23

7	数字の表現	23
8	編綴要領（占有離脱物横領事件の被害届の謄本等）	24
9	謄本の認証文の記載方法	24
10	様式の余白（マージン）の変更	24

第6 身上関係記載上の留意事項

1	本籍、住居の表示	26
2	職業の表示	27
3	氏名の表示	28
4	生年月日、年齢の表示	28

第7 犯罪事実及び情状意見の記載方法

1	犯罪事実の記載方法	29
(1)	犯罪の主体	29
(2)	犯罪の動機、原因	29
(3)	犯罪の日時	29
(4)	犯罪の場所	29
(5)	犯罪の客体	30
(6)	犯罪の手段方法	31
(7)	犯罪行為及びその結果	31
(8)	未 遂	32
2	犯罪の情状（訴追の要否）に関する意見	32
(1)	情状意見とは	32
(2)	情状意見欄に記載すべき事項	32
(3)	処分に関する意見	33

第8 簡易書式例対象事件で使用する各様式作成上の留意事項

1	司法警察職員捜査書類簡易書式例により定められている様式	34
(1)	『様式第1号』現行犯人逮捕及び搜索差押手続書	34
(2)	『様式第2号』押収品目録・仮還付請書・所有権放棄書	37
(3)	『様式第3号』現行犯人逮捕手続書	39
(4)	『様式第4号』任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の1)	41
(5)	『様式第4号の2』任意提出書・領置調書・仮還付請書(甲の2)	45
(6)	『様式第5号』実況見分調書(甲の1)	47
(7)	『様式第5号の2』実況見分調書(甲の2)	51
(8)	『様式第6号』供述調書(甲の1)	53
(9)	『様式第6号の2』供述調書(甲の2)	55
(10)	『様式第7号』供述調書(乙の1)	57
(11)	『様式第7号の2』供述調書(乙の2)	59
(12)	『様式第8号』送致書	63
(13)	犯罪捜査報告書 事实现認	67
2	司法警察職員捜査書類基本書式例により定められている様式	69
(1)	『様式第49号』前科照会書	69
(2)	『様式第48号』捜査関係事項照会書	71
(3)	『様式第50号』身上調査照会書	73
3	犯罪捜査規範により定められている様式	76
(1)	『別記様式第6号』被害届	76
(2)	『別記様式第16号』取調べ状況報告書	79
4	犯罪捜査に関する規定により定められている書式(「別記様式第21号」乗り物盗専用被害届)	82
(1)	運用	82
(2)	記載要領	82
5	警察庁通達により定められている様式	88
	万引き専用被害届	88
6	刑事総務課長連名通達により定められている様式	91
(1)	運用	91
(2)	記載要領	91
(3)	留意事項	91

〈各論〉

簡易書式例対象事件具体的書類作成例

〈事例に基づく書類作成例〉

事例 1	窃盗事件（自転車盗）	97
事例 2	占有離脱物横領事件（自転車）	109
	【占有離脱物横領事件捜査のポイント】	110
事例 3	窃盗事件（万引き）	124
事例 4	傷害事件（警察官の現認）	140
	【傷害事件捜査のポイント】	141
事例 5	傷害事件（110番通報により認知）	161
事例 6	傷害事件（発生原因の場所と犯行場所が異なるもの）	180
事例 7	銃砲刀剣類所持等取締法違反（第22条・刃物の携帯禁止）	201
	【刃物携帯禁止違反事件捜査のポイント】	202
事例 8	軽犯罪法違反（第2号・凶器携帯）	221
	【凶器携帯違反事件捜査のポイント】	222
事例 9	軽犯罪法違反（第33号・はり札）	235
	【はり札違反事件捜査のポイント】	236

〈総論〉

簡易書式例対象事件 処理・書類作成要領と留意事項

第1 簡易書式例対象事件の趣旨

1 趣 旨

警察官が犯罪捜査を行うに当たり、作成すべき捜査書類については、検事総長の一般的指示に基づく「司法警察職員捜査書類基本書式例（以下基本書式例という）」及び「司法警察職員捜査書類簡易書式例（以下簡易書式例という）」等が定められている。

このうち基本書式例は、あらゆる捜査に対応できることを考慮した基本的な捜査書類の様式であり、簡易書式例については、捜査手続の適正を失わない限り書類作成の負担を軽減し、捜査能率の向上を図るために制定された様式である。

簡易書式例は、基本書式例に比べると全ての書式にわたり記載の合理化が図られており、記載欄も必要最小限度に縮減されている。

これは簡易書式例の対象事件が、犯行が単純であり、かつ証拠の明らかな特定の事件に限定されているからで、これらの事件については、簡易書式で検察官の公訴権行使の資料として必要かつ十分であると考えられており、不起訴処分を前提として簡単に処理する趣旨のものではない。

2 書式例の改正経過

(1) 簡易書式例の制定

「司法警察職員捜査書類基本書式例」は、昭和36年6月1日に制定され、同年10月1日から施行された。その後、事件の激増に伴い、簡易な書式の必要が認められたことから、警察庁と最高検察庁の協議の結果、昭和38年6月1日に「司法警察職員捜査書類簡易書式例」が制定され、同年9月1日から施行された。

更に、平成6年4月には、多発する自転車盗に対して処理の定型・合理化を図るため、簡易書式例中にその特例が定められ、同年7月1日から施行された。

(2) 書式例の全部改正

裁判所の事件に関する記録その他の書類の用紙が日本工業規格A列4番に、書式が左横書きになることに伴い、書式が全部改正されて平成13年1月1日から施行された。

(3) 書式例の一部改正（万引き専用書式）

万引き事案については、いわゆる入口の犯罪（ゲートウェイ犯罪とも）であるとともに、被害を受けている店舗等にとっても、その経済的損失は相当の額となっている。

しかし、被害関係者からの事情聴取及び調書作成につき、どうしても長時間を有することなどから、被害関係者からの積極的な協力を得ることが難しかった。

よって、万引き事案処理の合理化・効率化を図り、被害関係者の積極的な協力を得るため、新たに万引き専用の被害届及び供述調書の様式が定められ、平成22年10月1日から施行された。

(4) 書式例の一部変更（乗り物盗専用被害届）

自転車盗及びオートバイ盗に係る被害の届出については、平成19年より、「自転車盗及びオートバイ盗専用の被害届」を定めて、運用してきたところである。

捜査書類の合理化による捜査力の効率的な運用を図るため、自転車盗及びオートバイ盗に加えて、自動車盗等を含めた乗り物盗専用被害届の様式が定められ、平成26年4月1日から運用が開始された。

(5) 書式例の全部改正

事件処理の合理化及び効率化に資するため、全部改正が行われ、窃盗の対象手口の拡充、遺失物横領事件の被害品に関して、従来の物品のみから金員を含むように変更されたほか、銃砲刀剣類所持等取締法違反第22条違反が新たに対象とされるなど、事件の拡充を図るとともに、所要の規定が整備され、平成30年6月1日から施行された。

3 根 拠

(1) 検察庁指示

ア 「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について（指示）
平成30年4月4日・最高検企第106号・検事総長

イ 「司法警察職員捜査書類簡易書式例」の全部改正について（依頼）
平成30年4月4日・最高検企第107号・次長検事

ウ 司法警察職員捜査書類簡易書式例の対象事件について（依頼）
平成30年9月5日・千地検企第194号・千葉地方検察庁検事正

エ 「司法警察職員捜査書類簡易書式例の対象事件について」の一部改正
について
令和2年6月12日・千地検企第167号・千葉地方検察庁検事正

(2) 警察庁通達

司法警察職員捜査書類簡易書式例の全部改正について（通達）
平成30年4月9日・警察庁丙刑企発第35号・警察庁刑事局長

第2 簡易書式例対象事件の範囲

1 根 拠

千葉県警察例規

- (1) 「司法警察職員捜査書類簡易書式例の運用についての全部改正について」
令和3年3月22日・例規（刑・生総）第8号
- (2) 「司法警察職員捜査書類簡易書式例の運用についての一部改正について」
令和5年10月10日・例規（刑・生総）第46号
- (3) 「地域警察官が行う事件・事故等の初動的な措置の範囲及び処理に関する基準についての一部改正について」
令和3年3月22日・例規（地域）第9号

2 簡易書式例の対象事件

(1) 一般的要件

犯行が単純であり、かつ証拠が明らかなもの

- この要件を具体的に明示できないが、「簡易書式例の所定の記載のみで公訴維持の資料として必要かつ十分であるか」が、判断基準の一つである。
- 前科者・前歴者の犯行であっても、犯行が単純であり、かつ証拠の明らかであるものは、簡易書式例によることができる。
- 余罪が多数にのぼるような場合には、たとえ個々の犯行が単純であったとしても、「犯行が単純である。」とはいえない。
「余罪が多数」の解釈については、「3件」を一応の目安とする。

(2) 対象事件

ア 刑法犯

(ア) 窃盗罪（刑法第235条）

- 自転車盗、室内ねらい、工事場ねらい、万引き、置引き、車上ねらい、部品ねらい、さい銭ねらい、職場ねらい及び同居ねらい
- (イ) 非侵入窃盗のうち次に掲げる事件
- a 庭内（マンション敷地及び公園内を含む。）植木、盆栽、庭石等を窃取するもの
 - b 田畑又は山林の農作物等を窃取するもの
 - c 屋外に置いてある段ボール・空き瓶等を窃取するもの
 - d ガソリンスタンド、パチンコ店、銀行、その他店舗において被害者が置き忘れた財物（釣り銭、ICカード等）を窃取するもの
 - e 店舗において商品以外の物（買い物かご、おしぼり、コップ等）を窃取するもの

- 未遂を含み、被害額に制限はない。
- 「自転車盗」とは、自転車を窃取するものをいう（後記を参照。）。
- 「室内ねらい」とは、屋外から室内においてある金品を窃取するものをいう。
屋外であっても住居の^{いにようち}囲繞地にある財物を目的とする場合は、住居侵入罪が成立するので、対象事件から除外される。
- 「工事場ねらい」とは、工事場、資材置場に置いてある工事材料、資材、道具類等を窃取するものをいう。
- 「万引き」とは、買物客として商品を物色する風を装い、店員等のすきをみて商品を窃取するものをいう。
- 「置引き」とは、置いてある携帯品をすきをみて窃取するものをいう。
- 「車上ねらい」とは、自動車等の積荷や車内の金品を窃取するものをいう。
- 「部品ねらい」とは、自動車、船等に取り付けてある部品、附属品を窃取するものをいう。

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。
また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

部内用

地域警察官のための

簡易書式例対象事件処理の手引き〔第4版〕

令和6年3月20日 第1刷発行

編者 千葉県地域警察研究会

発行者 橘 茂雄

発行所 立花書房

東京都千代田区神田小川町3-28-2

電話 03-3291-1561（代表）

FAX 03-3233-2871

<https://tachibanashobo.co.jp>

平成13年6月1日 初版発行

平成23年3月1日 新版発行

平成26年4月1日 第3版初版発行

令和5年3月1日 第3版第11刷発行

©2024 千葉県地域警察研究会

印刷・製本 倉敷印刷

乱丁・落丁の際は当社でお取り替えいたします。